



柏市動物共生未来ビジョン検討懇談会 第4回資料

柏市動物愛護ふれあいセンター

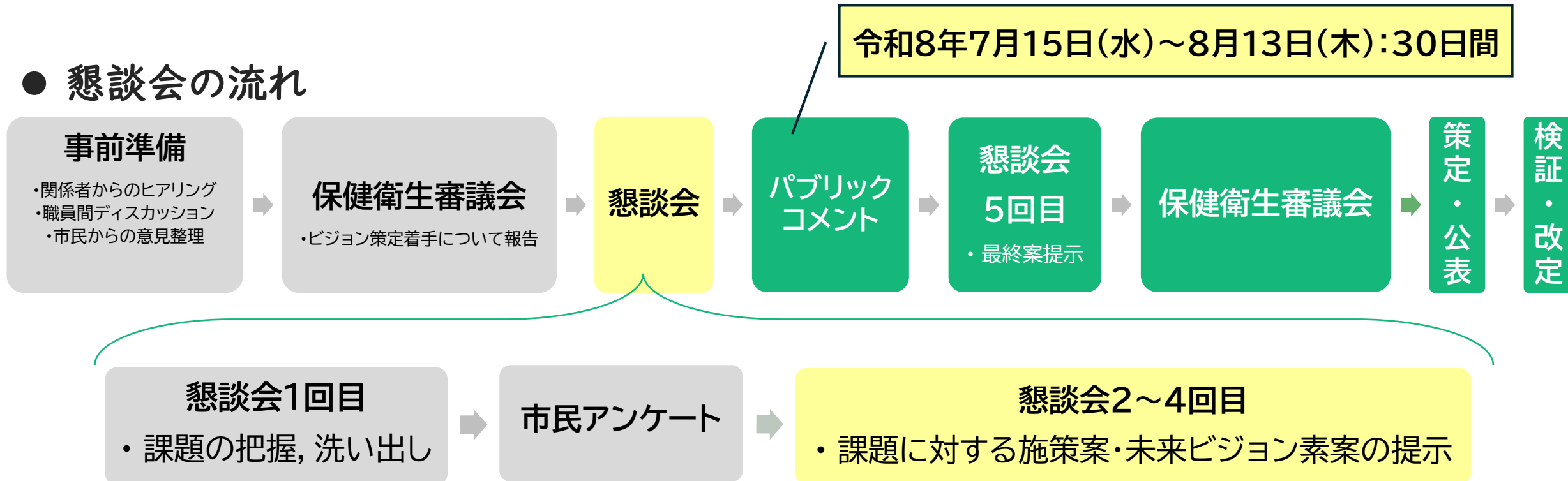
懇談会の趣旨と会の流れ



● 懇談会の趣旨

当懇談会では、さまざまなお立場で動物に関わる皆様から、専門的なご意見、また、多様な視点でのご意見をうかがい、柏市独自の動物愛護管理推進計画を策定し、より計画的に柏市の動物愛護施策を推進したいと考えております。

● 懇談会の流れ



本日の内容（次第）



1. 前回までのふりかえり
2. 人と動物の共生未来ビジョン(案)について：第1章，第2章
3. 意見交換
4. 人と動物の共生未来ビジョン(案)について：第3章，第4章
5. 意見交換
6. 次回以降の予定等

1 前回までのふりかえり



ビジョンの全体像



柏市が
目指す将来像



課題解決のための
【方向性と取組】

柏市が抱える
【課題】

<未来ビジョンイメージ>

< 2 ～ 3 回目懇談会 >

- 👉 将来像
- 👉 課題解決のための【方向性と取組】
- 👉 未来ビジョン骨子案の提示

意見交換

< 1 ～ 2 回目懇談会 >

- ・ 関係者事前ヒアリング
- ・ 職員間ディスカッション
- ・ 市民アンケート
- 👉 課題抽出・整理

意見交換

ビジョンタイトルの決定とサブテーマについて



- ビジョンタイトル

柏市人と動物の共生未来ビジョン

- サブテーマ

柏市が目指す将来像

柏市が掲げる**将来の姿**を実現するために達成すべき**基本的な目標**の一つである

居心地のよいまちへ より

子どもからお年寄りまで、多様な人々がつながるコミュニティと様々な居場所がうまれることで、
柏に住み、働き、学び、憩い、遊びに来る誰もが、
健やかに育ち、安心して過ごし、年齢を重ねていくことができるまちを目指します。

将来像（案）

“ひと”も“どうぶつ”も、ともに居心地よく暮らせるまち

サブテーマ（案）

～「ペットとともに生活したいまち・かしわ」を目指して～

柏市

20

将来像

“ひと”も“どうぶつ”も、ともに居心地よく暮らせるまち かしわ

サブテーマは設定せず、各課題項目ごとの「方針」を設定

課題項目

方向性

取組

1. 人と動物の健康・安全	(1)人と動物の共生効果の活用	
	(2)動物福祉の考え方を踏まえた 動物の健康と安全の確保	
	(3)「殺処分」をしない柏市の継続	
	(4)譲渡の促進	
2. ボランティア・事業者・関係機関	(1)連携の推進	
	(2)支援等の充実	
3. 犬猫等の適正飼育	(1)適正飼育の啓発	
	(2)高齢者を含む社会福祉的支援を必要とする飼い主への支援	
	(3)多頭飼育問題、虐待の未然防止・早期発見・早期対応体制の構築	
	(4)高齢犬・高齢猫の飼育支援	
4. 防災体制	(1)自助の促進	
	(2)共助の推進	
	(3)公助の強化	
5. 動物愛護教育	(1)教育機会の確保	
	(2)教育内容の充実	
6. 狂犬病予防法と所有者明示／ 7. 動物取扱事業者／ 8. 特定動物／ 9. 動物由来感染症		
10. センターのあり方	(1)認知度の向上	
	(2)センター機能の強化	
	(3)犬猫以外の動物の取扱い	
	(4)センター職員の人材育成	



2 未来ビジョン案について(第1章, 第2章)

3 意見交換(1回目)

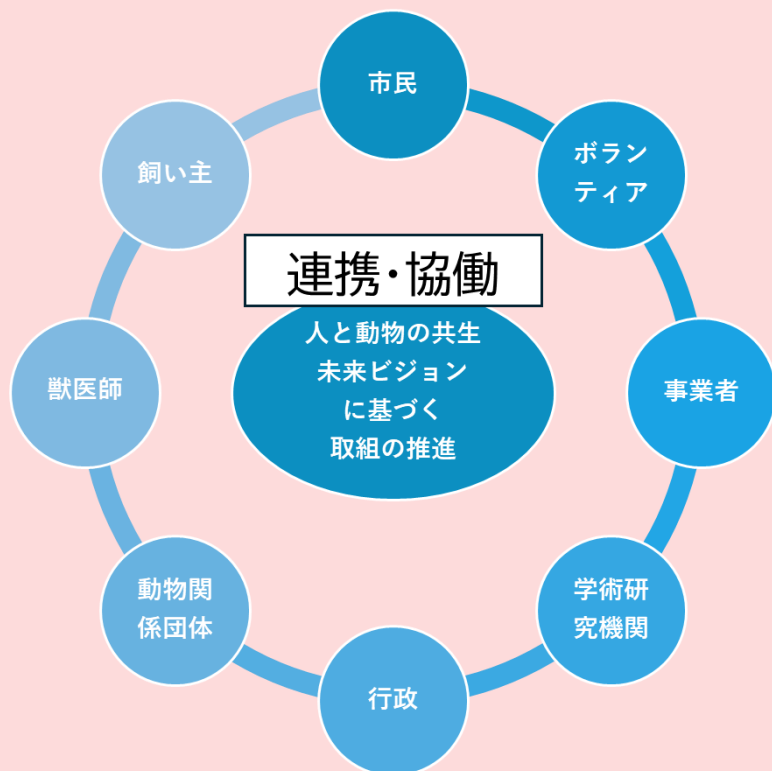


4 未来ビジョン案について(第3章, 第4章)



- 将来像を実現するため、関係者各々が**主体となり、連携・協働**して各課題の解決に取り組めます。

“ひと”も“どうぶつ”も ともに 居心地よく暮らせるまち かしわ



関係者

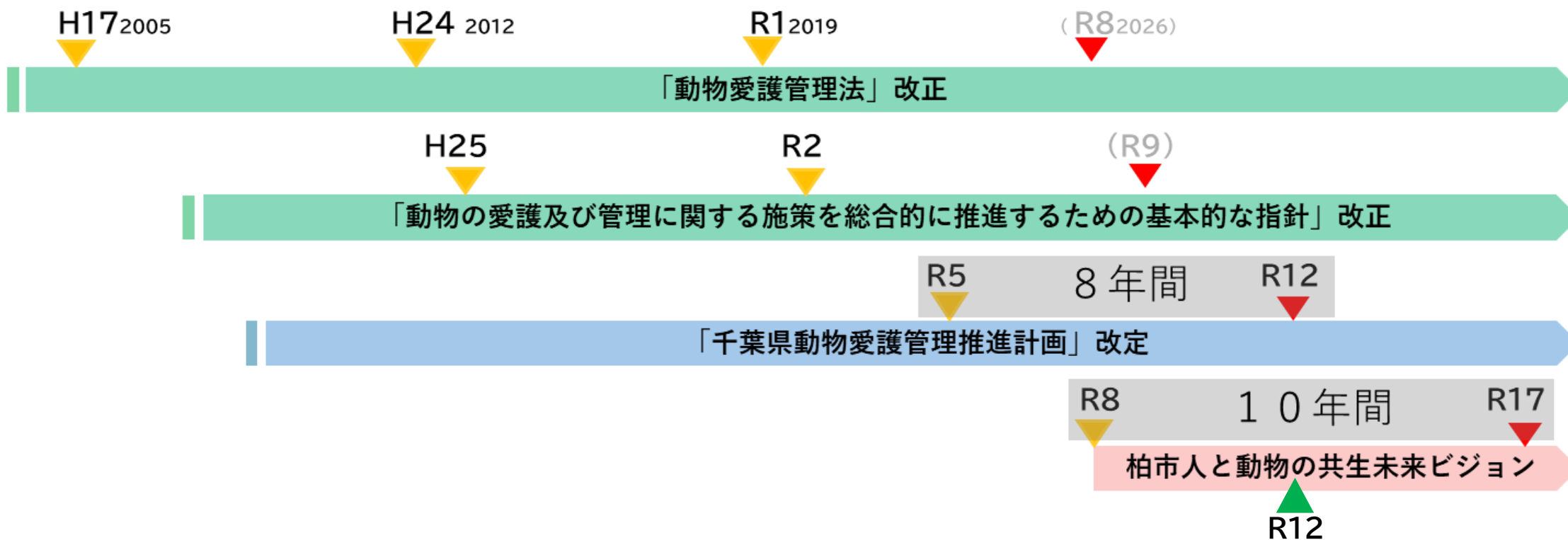
市民
飼い主
ボランティア
獣医師
事業者
動物関係団体
学術機関
行政



- 10年間（令和8年度から令和17年度まで）

- ▶ 中間見直し：策定から5年度目を目途

- ▶ 適宜見直し：動物愛護管理法の改正等や, ビジョンの進捗により見直し





- 動物愛護管理法で規定される「愛護動物」を対象とします。

愛護動物(動物愛護管理法 第44条 4項)

牛、馬、豚、めん羊、山羊、犬、猫、いえうさぎ、鶏、いებაと及びあひる

上記以外の, 人が占有している動物で哺乳類、鳥類または爬虫類に属するもの

- 参考

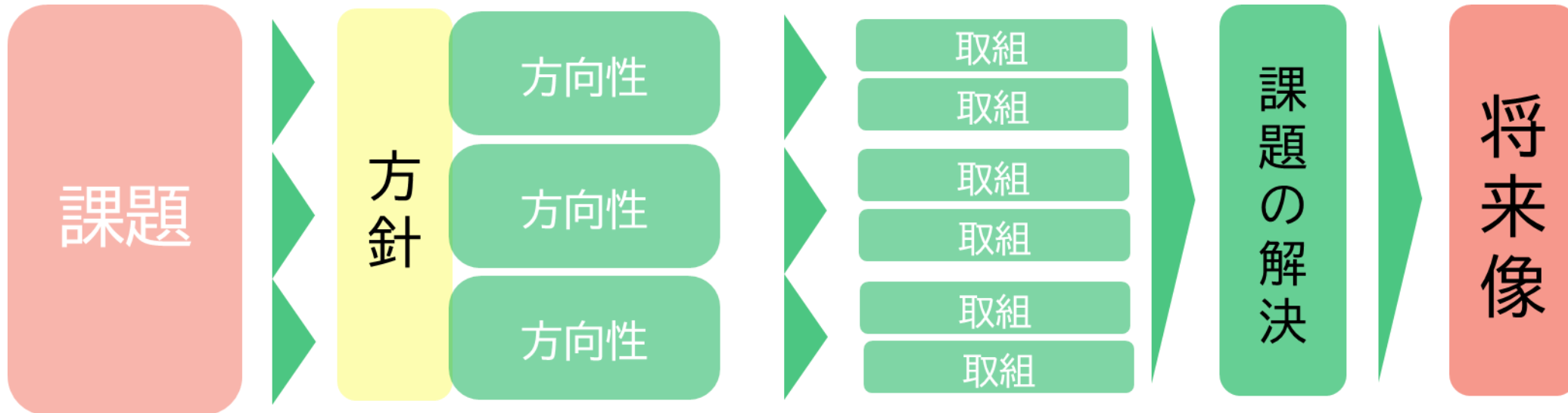
条項	制度・規定	対象動物の範囲	主な対象種・例
第2条	基本原則	動物一般	すべての動物 *いわゆる理念規定
第7条	動物の所有者等の責務・飼養保管基準	人が飼養・保管する動物全般	家庭動物、展示動物等 *主として飼養動物全般
第10条～第24条	第一種動物取扱業	政令で定める動物	哺乳類、鳥類、爬虫類
第24条の2～4	第二種動物取扱業	政令で定める動物	哺乳類、鳥類、爬虫類
第21条の4以下	犬猫等販売業	犬猫等	犬、猫 ※幼齢販売制限などの特別規制
第25条～第33条	特定動物の飼養等規制	危険動物として政令指定された種	ライオン、トラ、クマ類、ワニ類、毒ヘビ類など
第25条の2等	周辺生活環境保全	人が飼養する動物	
第44条	殺傷・虐待・遺棄の禁止(刑事罰)	「愛護動物」	



- 本ビジョンに掲げる将来像の実現に向け、本市が抱える課題を整理するとともに、それぞれの課題に対応する方針及び方向性を定め、これらを踏まえた具体的な取組を設定しました。



“ひと”も“どうぶつ”も ともに 居心地よく暮らせるまち かしわ

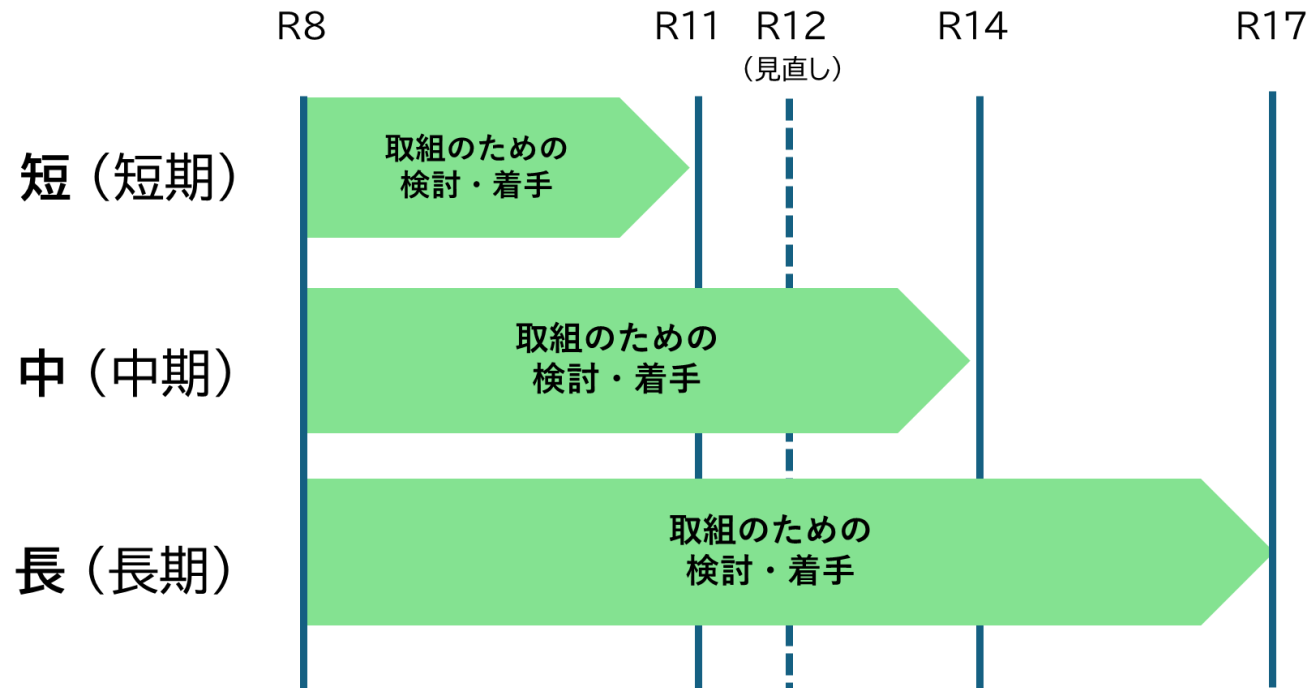




- 各課題における取組の区分

- | | |
|-----------|---|
| 新規 | : これまでに実施しておらず, 新たに検討・着手する取組 |
| 継続 | : これまでも実施しており, 改善のうえ継続する取組 |
| 拡充 | : これまでに実施している取組に加え, 新たに検討・着手する取組を追加したもの |

- 新規取組の検討・着手時期イメージ





- 用語解説について

本文内の専門的な語句について，巻末で解説

- コラムの挿入について（※現在挿入無し）

- ・動物愛護と動物福祉について
- ・避難の形態について（同行避難・同伴避難等）
- ・虐待について



5 意見交換（2回目）

6 次回以降の予定等



第5回懇談会の内容案（令和8年9月予定）



- ✓ パブリックコメント結果の報告
- ✓ パブリックコメント結果等を踏まえた最終案について

※なお，第5回懇談会を開催するまでの間に，①ご意見の補足 ②議事録内容確認 に関してメールで御連絡をさしあげますので，御協力のほどよろしくお願いいたします。